

食品衛生トピックス 《2013/2/4》

○ 輸入牛肉等の輸入条件の見直し実施について

厚生労働省は、平成24年10月22日の食品安全委員会の評価結果に基づいて、輸入牛肉等の輸入条件(米国、カナダ、フランス及びオランダ)の見直しの実施について、平成25年2月1日付で通知しました。

《概要》

1. 米国、カナダ及びフランスから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を30か月齢以下とし、SRMを扁桃及び回腸遠位部とする。
2. オランダから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を12か月齢以下とし、SRMを扁桃及び回腸遠位部とする。
3. 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続きBSE発生国等からの牛肉等の輸入を禁止する。等

(注) SRM:Specified Risk Material (特定危険部位)

BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy (牛海綿状脳症)

* 詳細については、厚生労働省食品安全部ホームページを参照ください。 ↓

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/h24_2012.html